

横浜市にぎわいスポーツ文化局の名義使用承諾及び
にぎわいスポーツ文化局長賞の授与等に関する事務取扱要綱

制定 平成 23 年 5 月 1 日
最近改正 令和 5 年 3 月 31 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、団体が行う公益的行事に対する共催等のにぎわいスポーツ文化局(以下「局」という。)の名義使用の承諾及びにぎわいスポーツ文化局長賞(以下「局長賞」という。)の授与等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「団体」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 国、地方公共団体その他公共的団体
- (2) 報道機関、公共交通機関その他の公共性のある事業活動を行う法人
- (3) 前 2 号に掲げる団体のほか、次のすべての要件を具備しているもの
ア 主催者の存在及び役員構成が明らかであること。
イ 規約、会則等の定めがあり、団体意思が明確であること。
ウ 事業遂行能力が十分であると認められること。

2 この要綱において「公益的行事」とは、芸術、文化、学術、芸能、観光、コンベンション又はスポーツに関する行事その他これらに類する行事で、公共性のあるもの及び局の施策・事業と整合性のある行事をいう。

(名義使用の承諾)

第 3 条 にぎわいスポーツ文化局長(以下「局長」という。)は、団体の行う公益的行事に対し、この要綱の定めるところにより、局の共催、後援又は協賛の名義の使用を承諾することができる。また、局長は、この要綱の趣旨及び目的に合致しない団体については、局の共催、後援又は協賛の名義の使用を承諾しないことができる。

(共催の名義使用承諾の基準)

第 4 条 局が共催することができる行事は、団体が行う公益的行事で、次のすべての要件に該当するものとする。これらに準ずる行事であって、局長が特に認めたものについても、同様とする。

- (1) 横浜市全域を対象としている行事
- (2) 横浜市が企画又は運営に参画している行事
- (3) 横浜市が経費(補助金その他の金銭を含む。)の全部又は一部を負担している行事

(後援又は協賛の名義使用承諾の基準)

第 5 条 局が後援し、又は協賛することができる行事は、団体が行う公益的行事で、次のいずれかに該当するものとする。これらに準ずる行事であって、局長が特に認めたものについても、

同様とする。

- (1) 前条第1号に規定する行事
 - (2) 横浜市の行政区より大きい範囲を対象とし、かつ、主たる会場を横浜市内とする行事
- 2 前項の規定は、団体が専らその構成員の親睦のために行う行事、団体の構成員のみを対象とする行事及び専ら営利を目的とする行事については、適用しない。

(局長賞等の授与の基準)

第6条 局長賞を授与することができる行事は、団体が行う公益的行事で、横浜市又は区・局・統括本部が共催し、後援し、又は協賛した行事及びこれに類する行事とする。

- 2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。
- 3 局長賞は、賞状及び賞品とする。この場合において、賞状及び賞品の授与は、原則として各1点を限度とし、内容が2以上の部門に分かれている行事については、部門ごとに各1点を限度として授与することができる。
- 4 賞状及び賞品の経費は、原則として主催者が負担するものとする。
- 5 市長賞については、名義使用承諾及び横浜市長賞等の授与に関する事務取扱要綱第6条で定める基準に基づき、授与等の決定を行うものとする。

(適用除外)

第7条 特定の政治活動又は宗教的活動に関する行事については、前3条の規定による共催、後援及び協賛の名義使用の承諾は行わない。

(共催等の名義使用承諾等の条件)

第8条 局長は、第4条から第6条の規定により、局の共催、後援若しくは協賛の名義の使用を承諾し、又は局長賞等を授与するときは、必要な条件を付することができる。

(共催等の名義使用申請等の手続)

第9条 第4条から第6条の規定により、共催、後援若しくは協賛の名義使用の承諾又は局長賞等の授与を受けようとするものは、申請書(第1号様式)を局長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。
 - (1) 行事計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 規約、会則その他これらに類するもの
 - (4) 団体役員名簿
 - (5) 団体の活動状況がわかる資料(前回のチラシ等)
- 3 第1項の申請書は、行事の開催予定日の1か月前までに提出しなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(通知書の送付)

第10条 局長は、前条の規定により申請があった場合において、共催、後援若しくは協賛の名義の使用を承諾し、又は局長賞等の授与の決定をしたときは、名義使用等承諾通知書(第2号様

式)を申請者に送付するものとする。

- 2 局長は、前条の申請書の内容について不適正と判断し、共催、後援若しくは協賛の名義の使用の不承諾、又は局長賞等の不授与を決定したときは、名義使用等不承諾通知書(第3号様式)を申請者に送付するものとする。

(行事内容変更届等)

第11条 前条の規定により通知を受けたものは、申請の内容を変更する場合は行事内容変更届(第4号様式)を、また、行事が終了した場合は行事終了届(第5号様式)を、速やかに局長に提出しなければならない。ただし、行事内容の変更が軽易なものについては、この限りではない。

- 2 前項の行事終了届(第5号様式)には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) プログラム又はそれに類するもの

(決定の取消し)

第12条 局長は、第10条の規定により決定をした場合において、申請者が次に掲げる事由に該当することが判明したときは、当該決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請をした場合
- (2) 正当な理由がなく、申請の内容と異なる行事を実施した、又は実施することが発覚した場合
- (3) 法令又は決定に付した条件に違反した場合

- 2 取消しの効力は決定の時点まで遡るものとし、当該取消しに関して、市は団体に対して一切の責任を負わないものとする。

- 3 取消しに係る団体等に対しては、当該取消しの日から3年の間は、原則として共催、後援若しくは協賛の名義の使用、局長賞等の授与を承諾しないものとする。

- 4 局長は、第1項の規定により決定を取り消した場合においては、名義使用等取消し通知書(第6号様式)を申請者に送付するものとする。

(雑則)

第13条 この要綱は、横浜市が主催する行事には適用しない。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成23年5月1日から施行し、同日以後の申請に係るものから適用する。

(施行期日)

この要綱は、平成26年8月20日から施行し、同日以後の申請に係るものから適用する。

(施行期日)

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に施行するものから適用する。また、令和5年3月31日以前に、横浜市文化観光局の名義使用承諾及び文化観光局長賞の授与の決定、並びに横浜市市民局の名義使用承諾に関する事務取扱要綱（平成18年9月11日・最近改正平成26年3月31日）において、第2条第2項に定められたスポーツに関する行事として横浜市市民局の名義使用承諾を受けているもので、令和5年4月1日以後に行事または局長賞の授与が行われるものについては、にぎわいスポーツ文化局の名義使用及びにぎわいスポーツ文化局長賞の授与として読み替えるものとし、行事内容変更届及び行事終了届及び決定の取消しについてはこの要綱を適用する。

申 請 書

年 月 日

(申請先)

横浜市 にぎわいスポーツ文化局長

(申請者)

団 体 名
所 在 地 〒
代表者(職・氏名)

連絡責任者
住所 〒
電話

次の行事について { 横浜市にぎわいスポーツ文化局の共催・後援・協賛 } を得たいので
市長賞・局長賞の授与

関係書類を添えて申請します。

行 事 名	
開 催 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
会 場	
開催趣旨及び行事内容	
参加者の範囲及び参加者数	
申 請 理 由	
賞状、賞品の数及び種類	
入場料徴収の有無・額	有料（大人 円 小人 円）・無料
(その他徴収金)	有（ ）・無
主催、及びその他の共催・後援・協賛団体	

(添付書類)

- 1 行事計画書
- 2 収支予算書
- 3 規約、会則その他これらに類するもの
- 4 団体役員名簿
- 5 団体の活動状況がわかる資料（前回のチラシ等）

(注意事項)

- 1 申請書は当該行事開催予定日の1か月前までに提出してください。
- 2 書類の記入漏れや不明確な場合、添付書類が不十分な場合には申請書の受理はいたしません。

第 号
年 月 日

様

横浜市 にぎわいスポーツ文化局長

名義使用等承諾通知書

年 月 日に申請のありました行事について、次のとおり決定したので通知します。

なお、申請書記載事実に反することが判明した場合及び下記の条件に違反した場合は、承諾を取り消すことがあります。

1 行事名

2 決定内容

- (1)「横浜市 にぎわいスポーツ文化局」の 共催・後援・協賛 名義の使用について承諾します。
- (2)「横浜市長賞」「にぎわいスポーツ文化局長賞」の授与について承諾します。

3 名義使用は本行事以外に使用できません。

4 申請後、行事計画等に変更があった場合には、「行事内容変更届（第4号様式）」を速やかに提出してください。

5 行事終了後は、関係書類（賞状交付した場合：及び市（局）長賞受賞者報告書（様式自由））を添えて、速やかに「行事終了届（第5号様式）」を提出してください。

6 本件承諾で付帯条件がついた場合は、当該事項を厳守してください。

7 後援の場合は名義使用のみに限定されております。

【付帯条件】 <下記に記載がない場合は、付帯条件はありません>

担当：

電話：

第 号
年 月 日

様

横浜市 にぎわいスポーツ文化局長

名義使用等不承諾通知書

年 月 日に申請のありました行事について、次のとおり不承諾とすることを決定したので通知します。

- 1 行事名
- 2 決定内容
- 3 不承諾の理由

担当：

電話：

行 事 内 容 変 更 届

年 月 日

(届出先)

横浜市にぎわいスポーツ文化局長

(届出者)

団 体 名

所 在 地 〒

代表者（職・氏名）

連絡責任者
住所 〒
電話

先に申請した行事について、次のとおり内容を変更しますので届け出ます。

行 事 名		
開 催 期 間		年 月 日から 年 月 日まで
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 理 由		

行 事 終 了 届

年 月 日

(届出先)

横浜市 にぎわいスポーツ文化局長

(届出者)

団 体 名
所 在 地 〒
代表者(職・氏名)

〔 連絡責任者
電 話 〕

このたび、〔 にぎわいスポーツ文化局の共催・後援・協賛
市長賞・局長賞の授与 〕を得て実施した行事は、

次のとおり終了しましたので届け出ます。

行 事 名	
開催期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間 回)
会 場	
入 場 者	
実施内容	
収支決算書	別添のとおり

(注意事項)

- 1 行事終了後、速やかに提出するようにしてください。
- 2 行事終了届には次のものを必ず添付してください。
 - (1) 収支決算書
 - (2) プログラム又はそれに類するもの
- 3 実施内容については、事業の成果を含め具体的に記載してください。

(収支決算書記入上の注意)

- 1 入場料を徴収した場合は、一人当たりの料金など積算の基礎を明らかにしてください。
- 2 補助金等は交付額を記入してください。

※行事終了届の提出がない場合は、以後の共催・後援・協賛はいたしません。

第 年 月 日 号

様

横浜市 にぎわいスポーツ文化局長

名義使用等取消し通知書

このたび、 第 号で

{	横浜市にぎわいスポーツ文化局の	}
	共催・後援・協賛	
	市長賞・局長賞の授与	

 を承諾した

行事について、取消しが決定したので通知します。

1 行事名

2 理由

担当
電話